

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第13号**

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) 包あん成形機	<u>300円</u>	(1) 包あん成形機	<u>290円</u>
(2) 製菓製パン用電熱窯	<u>410円</u>	(2) 製菓製パン用電熱窯	<u>370円</u>
(3) 蒸気発生式オーブン	<u>340円</u>	(3) 蒸気発生式オーブン	<u>310円</u>
<u>(4)</u> パン用ホイロ	<u>240円</u>	<u>(4)</u> 削除	
<u>(5)</u> ミキサー	<u>190円</u>	<u>(5)</u> パン用ホイロ	<u>230円</u>
<u>(6)</u> (略)	(略)	<u>(6)</u> ミキサー	<u>180円</u>
<u>(7)</u> (略)	(略)	<u>(7)</u> (略)	(略)
<u>(8)</u> 大型送風定温乾燥機	<u>240円</u>	<u>(8)</u> (略)	(略)
<u>(9)</u> 串団子製造機	<u>200円</u>	<u>(9)</u> 大型送風定温乾燥機	<u>230円</u>
<u>(10)</u> (略)	(略)	<u>(10)</u> 串団子製造機	<u>190円</u>
<u>(11)</u> 製麺機	<u>290円</u>	<u>(11)</u> (略)	(略)
<u>(12)</u> 水引き粉製造装置	<u>310円</u>	<u>(12)</u> 削除	
<u>(13)</u> 減圧フライ機	<u>300円</u>	<u>(13)</u> 製麺機	<u>280円</u>
<u>(14)</u> 高温高圧調理殺菌装置	<u>390円</u>	<u>(14)</u> 水引き粉製造装置	<u>290円</u>
<u>(15)</u> 米菓生地乾燥機	<u>360円</u>	<u>(15)</u> 減圧フライ機	<u>280円</u>
<u>(16)</u> 冷凍利用型米菓製造システム	<u>1,160円</u>	<u>(16)</u> テストミキサー	<u>220円</u>
<u>(17)</u> テスト焼機	<u>1,410円</u>	<u>(17)</u> 高温高圧調理殺菌装置	<u>370円</u>
<u>(18)</u> テスト用平煎り機	<u>520円</u>	<u>(18)</u> 米菓生地乾燥機	<u>330円</u>
<u>(19)</u> 自動餅つき機	<u>240円</u>	<u>(19)</u> 冷凍利用型米菓製造システム	<u>1,100円</u>
		<u>(20)</u> テスト焼機	<u>1,330円</u>
		<u>(21)</u> テスト用平煎り機	<u>500円</u>
		<u>(22)</u> 自動餅つき機	<u>230円</u>

(20) フィルタープレス	220円	(23) フィルタープレス	210円
(21) 練出機	210円	(24) 練出機	200円
(22) 餅生地通風乾燥機	230円	(25) 餅生地通風乾燥機	220円
(23) あられ切断機	190円	(26) あられ切断機	180円
(24) ふるい振とう機	170円	(27) ふるい振とう機	160円
(25) もみすり機	170円	(28) もみすり機	160円
(26) 野菜細断機	200円	(29) 野菜細断機	190円
(27) フードスライサー	180円	(30) フードスライサー	170円
(28) 真空包装機	210円	(31) 真空包装機	200円
(29) (略)	(略)	(32) (略)	(略)
(30) 納豆発酵器	260円	(33) 納豆発酵器	240円
(31) (略)	(略)	(34) (略)	(略)
(32) 高圧蒸煮缶	200円	(35) 高圧蒸煮缶	190円
(33) 蒸米冷却機	180円	(36) 蒸米冷却機	170円
(34) 石臼製粉機	230円	(37) 石臼製粉機	200円
(35) 圧扁 <sup>へん</sup> ロール製粉機	410円	(38) 圧扁 <sup>へん</sup> ロール製粉機	340円
(36) 大豆たん白加工処理装置	1,230円	(39) 大豆たん白加工処理装置	1,320円
(37) ジャーファーマンター	870円	(40) ジャーファーマンター	1,100円
(38) 大豆脱皮機器	450円	(41) 大豆脱皮機器	520円
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) 分光光度計	190円	(1) 分光光度計	180円
(2) ファリノグラフ	350円	(2) ファリノグラフ	330円
(3) (略)	(略)	(3) (略)	(略)
(4) アミログラフィー	220円	(4) アミログラフィー	210円
(5) エキステンソグラフ	210円	(5) エキステンソグラフ	200円
(6) 水分活性測定装置	190円	(6) 水分活性測定装置	180円
(7) 分光蛍光光度計システム	240円	(7) 削除	
(8) 光学顕微鏡装置	220円	(8) 分光蛍光光度計システム	230円
(9) ハンディ型分光測色計	270円	(9) 光学顕微鏡装置	210円
(10) デジタルマイクロスコープ	280円	(10) ガスクロマトグラフ	260円
(11) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置	1,830円	(11) 倒立顕微鏡	190円
(12) マイクロ波試料前処理装置	310円	(12) ハンディ型分光測色計	260円
		(13) デジタルマイクロスコープ	220円
		(14) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置	1,810円
		(15) マイクロ波試料前処理装置	300円

(13) 食物繊維自動抽出装置	1,900円	(16) 食物繊維自動抽出装置	1,890円
(14) 油脂成分自動抽出処理装置	420円	(17) 油脂成分自動抽出処理装置	410円
(15) マッフル炉	250円		
(16) 窒素蒸留滴定装置	290円		
備考 (略)		備考 (略)	
別記		別記	
第1号様式 (第2条関係)		第1号様式 (第2条関係)	
機械器具等使用承認申請書		機械器具等使用承認申請書	
(略)		(略)	
センター長 様		新潟県知事 様	
(略)		(略)	

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。